

令和元年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和2年3月13日(金) 午前9時00分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男		
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村 辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田 悦子
	3番	山崎	幸臣	4番	田中 豊秋
	5番	綾木	晴子	6番	丸山 武
	8番	田中	正則	9番	木原さち子
	11番	宮本	彰太郎		

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 7番 河村 久雄 10番 谷尾 友枝 竹内 俊雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 14番 西村 辰寿 1番 山根 祐一
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画の撤回について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 議案第5号 令和2年度農作業標準賃金の決定について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は2名です。</p> <p>出席者数、農業委員12名です。定足数に達していますので令和元年度第12回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番 西村 辰寿委員、1番 山根 祐一委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は22件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号12-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及

び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 12-1 について説明します。

土地の所在地 土師百井地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田
面積 1,453 m²

露店駐車場と資材置場を目的とした転用です。

場所ですが、議案書の 2 ページから 4 ページに図面を付けています。

土地利用計画図、雨水汚水排水計画図は 5 ページに付けています。

理由につきましては、業務拡大により現在の敷地スペースが狭くなったため、申請地に駐車場と資材置き場を増設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地 第 2 種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については預金通帳により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は宅地、西側は田、南側は県道、北側は田になっています。盛土をし、擁壁を設けます。雨水は自然流下で、既設の道路側溝へ放流します。汚水排水発生しません。水利権者の同意、耕作者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は建築しないので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、3 番 山寄 幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員 3 月 2 日申請人と申請人の代理人である行政書士に電話により確認を行いました。事務局の報告のとおりであり、特に問題はありませんでした。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号 13-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 13-2 について説明します。</p> <p>土地の所在地 久能寺地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 363 m²</p> <p>一般住宅建築を目的とした転用です。</p> <p>場所ですが、議案書の6ページから8ページに図面を付けています。土地利用計画図は9ページ、雨水汚水排水計画図は10ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、現在、若桜町に居住しているが、通勤通学に利便性の良い申請地に新居を建築したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域 第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関融資証明書により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、隣接する農地はありません。盛土を行い土留めブロックを設置します。雨水は溜樹を設置し、既設の道路側溝へ放流します。汚水排水は集落排水へ接続します。水利権者の同意は得られています。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、3番 山寄 幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
山寄委員	3月1日から2日にかけて電話により聞き取り調査を行いました。

	<p>申請人と申請人の代理人である行政書士に確認をしました。事務局の報告のとおりであり、こちらの件につきましても特に問題はないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
事務局	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画の撤回について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農用地利用集積計画の撤回について説明します。 八頭町長から令和2年2月27日付けで、農用地利用集積計画の撤回について意見を求められています。 議案書の12ページをご覧ください。 この議案は、先月も上峰寺、下峰寺分が提出されましたが、今月は山上集落分になります。 機構関連事業の基盤整備事業を実施するためには、対象農地を中間管理機構へ15年以上貸し出す中間管理権を設定することが要件とされています。 この事業のため土地改良法等の一部を改正する法律が平成29年9月25日に施行され、これにより改正された土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業、いわゆる機構関連事業を実施する農地については、法改正前に農地中間管理権を取得している農地について当該権利を解消したうえで15年以上の契約を締結し再取得する手続きが必要となります。この案件はこの手続きを実施するために提案されたものです。 申請地263筆については、現在の契約締結日が法改正施行日以前のため撤回の手続きが必要となります。 申請地 下峰寺地内263筆、面積合計202.432㎡ 鳥取県農業農村担い手育成機構との賃貸借契約を撤回するものです。 当該権利を撤回した後、次の議案第3号において期間を20年として利用権を再設定します。</p>

議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで利用権設定の撤回について申請どおり決定します。 続きまして議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和2年2月27日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の21ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規5件、更新5件、合計10件です。面積はすべて田19,897㎡です。 中間管理事業分は新規7件、更新52件、合計59件です。面積は田283,395㎡、畑19,548㎡、合計303,443㎡です。 受付番号195-11から227-43、242-58が先ほどの議案でありました基盤整備事業の対象農地になります。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長（会長）	通常の利用権設定分 受付番号146-1から155-10について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 146-1 から 155-10 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして中間管理事業分 受付番号 185-1 から 243-59 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで中間管理事業分 受付番号 185-1 から 243-59 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より令和 2 年 2 月 27 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 240-1 から 272-33 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 303,443 m²の内基盤整備対象農地以外の 99,340 m²と既に機構へ貸し付けてあり、今回更新になる農用地 14,872 m²を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>4 法人へそれぞれ 23,105 m²、17,838 m²、4,865 m²、3,020 m²その他 11 名の個人耕作者へ 654,384 m²を配分するものです。</p>
議長（会長）	整理番号 240-1 から 253-14 につきまして審議を行います。質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、整理番号 240-1 から 253-14 について申請どおり決定します。 続きまして、整理番号 254-15 について審議を行いますが、この案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	（関係委員退席）
議長（会長）	それでは受付番号 254-15 について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで利用権設定 受付番号 254-15 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして中間管理事業分 受付番号 255-16 から 271-32 について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで中間管理事業分 受付番号 255-16 から 271-32 について申請どおり決定します。 続きまして 272-33 について審議を行いますが、この案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定

により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長（会長） それでは受付番号 272-33 について審議を行います。
この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長（会長） 異議なしということで利用権設定 受付番号 272-33 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長（会長） 以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第 7 議案第 5 号 令和 2 年度農作業標準賃金の決定について審議をいたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号 令和 2 年度農作業標準賃金の決定について説明をします。

3 月 4 日に農作業標準賃金検討会を開催いたしました。

農業委員会を代表して、小林孝職務代理、西村辰寿職務代理に出席していただき、農協各支店長、産業観光課長、農業法人、農業者等の代表の方々と検討していただきました。

まず、事務局より、本町単価の各年度推移及び他市町の比較表について、鳥取県の最低賃金が、昨年の 762 円から 790 円と一昨年と比べ引き上げ額、引き上げ率ともに幅がさらに大きくなっていることを報告しました。

また、昨年の委員会で、来年度は 10 月に消費税が引き上げされたらその分を反映した数字を案として提出したらどうかとの意見をいただいていたので、引き上げ分を反映した数字を案として報告し検討していただきました。

その結果、他町もそうしていること、また、比べてみても全体で見ると高くもなく、低くもないことを踏まえ、消費税分のみ上げること

となりました。

ただし、一般労務の最低額の方は消費税分を引き上げるだけでは1時間788円となり、鳥取県の最低賃金より低くなるので、そこは、上げた方がよいと言うことで、最低賃金を6,320～7,530円とし、時間にして790円～941円とすることとなりました。他の賃金については、元は据え置き消費税引き上げ分のみ引き上げることとなりました。

また、町内の農業法人や農家の作業委託価格は、この賃金表を基にしているようですが、あくまでもこの数字は基準であるため、個々で決めて頂いたらよいということを申し合わせました。来年度については、ドローンやヘリコプターでの防除の研究をして、載せることが出来たら載せたらどうかということで会を終了しました。

果樹については3月18日に果樹部会で決定されるとのことです。その後この表に反映させる予定です。

この表は広報4月号と一緒に全戸配布予定です。

議長（会長） この件につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 提案どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、案通り決定といたします。

以上で日程第7 議案第5号 令和2年度農作業標準賃金表についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局

- 農業委員・農地利用最適化推進委員募集状況について
- トラクター公道走行について
- 令和2年度農業委員会開催予定表について
- 視察研修精算について
- 次回農業委員会は4月10日（金）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。

以上です。

議長（会長） 以上で第12回農業委員会を終了します。
終了（10時15分）